

## 第5回南砺市文化財保存活用地域計画協議会 会議録

日 時：令和5年3月6日(月) 14:00～16:00 場 所：南砺市役所 302 会議室  
出席委員：13名 菊池会長、上野副会長、杉崎委員 (Zoom 参加)、永瀬委員 (Zoom 参加)、西井委員  
安カ川委員、渡邊委員、中島委員、山崎委員、山下委員、此尾委員、  
山道委員、吉田委員 (代理：池田副主幹)、  
欠席委員：2名 大橋委員、中臺委員  
傍聴人数：0名

開会

あいさつ (菊池会長)

### 【報告事項】

(1) 市民アンケートについて 資料1 (説明：宮崎)

### 【協議事項】

(1) 本文案 (序章～2章) について 資料2 (説明：宮崎)

委 員：3頁について。「指定等文化財・・・指定・選定・登録の文化財」とあるが、国・県・市による指定の別についてはどのように区分されるのか。

事務局：国・県・市の区分けによらず、全て「指定等文化財」と位置づけている。なお個別に文化財を説明する箇所では指定の別が分かるように表記する。

委 員：2頁について。「価値基準がバラバラな状態」とはどのような状態を指しているのか分からない。本来文化財は指定基準があるはずではないのか。

事務局：統一された価値基準 (指定理由や評価) のもとで評価された文化財ではない、という意味である。文化財の大半が旧町村時代に指定を受け、合併時にそのままに受け継いだものである。文化財保護審議会からは統一価値基準のもとでの指定解除も必要ではないかという意見を何件かいただいている。

委 員：今後、統一の指定基準による見直しなどの対応は講じられるのか。

事務局：価値基準のばらつきを是正するためには、必要に応じて新たな価値付けを与える必要があるため、指定等文化財の調査を行うこととしている。

委 員：価値基準そのものを見直すということか。

事務局：そうではない。指定文化財の新たな価値付けと、価値の整理に必要な措置を組み込んでいく。

委 員：合併を経験した市はいずれも価値基準が統一されていない文化財を保有していることが問題となっており、南砺市においても今後指定価値基準の見直しが必要だと感じる。見直しにあたっては、指定の解除ではなく国、県または市独自の登録制度へ移行させるやり方がよいのではないかと。砺波市では独自の登録制度「ふるさと文化財登録制度」を創設した事例がある。

建造物や町並みに限っては、地域の方が誇りを持ち、観光資源として生かしてもらえよう、素晴らしいものは次々に指定や登録文化財にしてほしい。

市民アンケートで拾い上げた未指定文化財についても次々に指定や登録制度で保護していくとよい。

委員：40～42頁、市民アンケートについて。本編に掲載されていない回答結果については、資料編として別途掲載するのか。

事務局：本文中には回答の一部のみ掲載したい。ページが多くなるため、全ての回答結果を本文に掲載しない。

委員：アンケートでは未指定文化財に関して多くの情報が得られていることから、すべての回答結果を資料編のような形で後半部分に掲載してはどうか。

事務局：検討する。

#### 【協議事項】

(1) 本文案(3・4章)について 資料2・3 (説明:宮崎)

委員：48頁について。平野部の散居景観については文化財保護法による文化的景観に選定されてはいないものの、南砺市としては景観の保全に向けた取り組みを実施していくという認識でよいか。

事務局：散居景観については保全に向けた取り組みを展開予定である。

委員：54頁について。「玉随 → 玉髓」に修正してほしい。

委員：57、58頁「基本理念と基本方針」について。南砺市がこの計画を作ることによって、将来何をを目指すのか、またどのような保存活用の将来像を描いているのか、についてしっかり謳ってほしい。ここで掲げた将来像が基本目標につながり、さらには序章の「計画作成の背景と目的」にもつながる地域計画の根底をなす部分である。読んだ人が抵抗感なく理解できるように書いてほしい。なお総合計画との整合性も参考に考えられてはどうか。また本文中に「愛着と誇り」「市民一人ひとり」という文言が繰り返しでてくるため、整理してはどうか。

#### 【協議事項】

(1) 本文案(5～7章)について 資料2・3 (説明:宮崎)

委員：資料3、3頁について。「福光文化財センターと福野収蔵庫の統合」とあるが、福光文化財センターは現在どこにあるのか。

事務局：小矢部川沿いの旧法務局建物を福光文化財センターとして利用している。

委員：統合するということは福野の収蔵庫又は福光文化財センターのいずれかを壊すということか。新しく建物を建てる計画はないのか。邪魔だという理由で解体に乗じて民具も破棄されることのないようにしてほしい。

事務局：建物を新築する予定はない。民具と埋蔵文化財遺物については、空間的に余裕がある福光文化財センターに集約して収蔵したいと考えている。

委員：砺波郷土資料館には南砺市民から民具引き渡し依頼の連絡が多い。収蔵スペースは限界に近づいているものの、南砺市に紹介することもできずなんとか受け入れている状況である。民具は今保存しておかないと将来無くなることは明白である。南砺市においても民具の受入れについて対応を考えてほしい。

委員：収蔵面積を後から増やすことは現実的に難しいため、統合に際しては現状と同等以上の収蔵面積を確保できるよう対応を考えてほしい。

委員：資料3、3頁、「26 民俗資料の公開」について。事業概要では「過去に調査した民俗資料のデータベースの公開の継続」とされている。一方で、新規継続の項目では新規に分類されている。新規または継続のどちらか。

事務局：新規事業である。

委員：データベースは既に公開されているのか。

事務局：まだである。文言を「過去に調査した民俗資料のデータベースの公開の継続 → 過去に調査した民俗資料のデータベースの公開」に修正する。

委員：五箇山の民具は平野部の民具と異なる特徴を持つものが多い。またそれらの多くは重文村上家の屋根裏をはじめ各家々で展示・保管されている。これらの民具は当時の生業や生活スタイルを知る上での貴重な資料であることから、失われてしまう前に収集し、系統立てて整理しておく必要がある。砺波市では、「砺波の生活・生産用具」として国の指定を受け、集約・展示している。

獅子舞行事について。県が行った調査により地域ごとの獅子舞については既に明らかにされているものの、その後少子高齢化などの影響により長男以外の子が参加できるようになるなど、次第に祭りの形態に変化が生じている。中には人手不足で継承が難しくなった獅子舞もあるのではないかと。一方で富山市細入地域の伝統行事「おくわさま」のように、周囲にほとんど知られておらず、特定の地域にだけに脈々と継承されているような独特の祭りが南砺市にも隠れている可能性がある。これらは市民アンケートでも情報を得ることできると思うが、市が主体となりそれぞれの分野についての悉皆調査を行う必要があると感じている。

委員：資料3、2頁について。「措置一覧表」に記載の事業は、全市域を対象として取り組む位置づけであると認識してよいか。

事務局：その通り。

委員：五箇山・散居の文化的景観及び城端、井波の町並みを保全する措置として、全市域的を対象とした景観計画の策定に取り組む旨を、資料3、2頁「措置一覧表」中に明記してほしい。

事務局：全市域的ではなく、五箇山と散居景観に関しては景観行政団体を目指すこととしている（資料3、8頁①－9）。全市域に景観計画区域を設定する場合、個人の資産等に制限がかかることとなり市民の理解が得られない。城端・井波等の町並みに関しては関連文化財群の措置として、調査や保全に取り組む旨を明記している（資料3、8頁④－1～3）。

委員：景観行政団体に移行する場合、景観計画区域を全市域に設定することが一般的である。五箇山と散居に限り景観計画区域を設定する方向にはならない。県の担当課には確認されたのか。

事務局：まだ確認していない。県に確認する。

委員：景観計画は全市域を対象とすることが基本。その中でそれぞれのエリアの特性に応じた方針や届出基準を策定することになる。市民の理解を得られないとのことであるが、都心部や山

間地域の白川郷などの自治体が景観行政団体に移行していることを鑑みると、移行後にどのような規制がかけられ実質的な不自由が生じているのかについて、実態を正確に理解されたい。決して厳しい基準をつくろうとしているわけではない。

市民アンケートでは町並みや建造物などに対する意見が多かった。景観計画の策定は平野部の散居景観や町並みをしっかり残し保全していくための基本的な土台となる。散居と五箇山に限らず全市域的に取り組む旨を明記してほしい。

事務局：全市域に設定している自治体の場合、五箇山景観条例に比べて規制が緩い場合が多い。五箇山景観条例は個人住宅の新築・増築等に規制をかけており、そのまま全市域に適用させることはできない。現段階では五箇山景観条例を改正し、五箇山と散居景観に限り適用させることについて協議を進めている。

委員：五箇山の基準を一律に適用するというにはならない。市域をエリア分けし、それぞれのエリアの特性に応じた基準を考えればよい。検討をお願いする。

#### 【協議事項】

(1) 本文案（８・９章）について 資料２・３（説明：宮崎）

委員：＊７７頁・表について。浄土真宗以外の宗教についても少し記述があるとよいのではないか。＊８８頁・表について。いつの時期の遺跡か分かるように、時代区分（縄文時代・古代など）を表記されてはどうか。

＊７９頁・表について。文化的景観の中に、医王山三千坊展望台からの散居景観を加えてはどうか。

#### 【協議事項】

(2) 今後のスケジュールについて 資料３（説明：宮崎）

#### 【その他（事務連絡）】（説明：宮崎）

委員：資料３、８頁「措置一覧表」について。文化・世界遺産課が所管でない事業については、本協議会で審議すべき事項ではないのではないか。所管課が違う事業については本協議会とは別の委員会で審議すればよいのではないか。

なお、この措置一覧表は資料として本文に添付されるのか。

事務局：措置一覧表では他課の所管事業も含め、文化財に関わる事業を全て記載している。本協議会ではこれらすべての取組みについて報告を行う。なお具体的な事業内容については各所管課が担当する。本文には具体的な事業内容までは記載しないが、担当課名と事業名は記載する。

委員：それらの事業については、実施の都度本協議会に報告があるのか。

事務局：その都度報告する。

閉会